

# 下水排除不適正事業場に対する行政指導マニュアル

平成24年 4月 1日

## 目的

この指導マニュアルは諏訪湖流域下水道水質監視要領第8の規定に基づき、諏訪湖流域下水道及び流域関連公共下水道における下水道施設の保全と、豊田終末処理場の放流水質確保のため、特定事業場等からの下水が下水排除基準を超えた場合の取扱いを客観的かつ公平に行うため定めるものである。

## 第1 通常の水質測定による下水排除基準超過の取扱い

### 1 超過の程度のカテゴリ

下水道法の適用条項		初回違反	継続違反	継続違反 3回以上
12条の2第1項	有害	A違反	継続違反	継続違反 3回以上
	その他			
12条の2第5項				
12条第1項				
12条の11第1項				
通達				

### 注

- (1) 初回違反：過去1年以内に公共管理者が実施した水質測定において同一の項目について基準超過のないもの
- (2) 初回違反であっても継続違反として取り扱うもの
  - (ア) 下水排除基準を超過した事業場であってBOD又はSSについて負荷量(排水量×濃度)が1日当たり300kg以上であるもの
  - (イ) 故意によるものであるが下水道施設に重大な障害が生じていない
- (3) 初回違反であっても継続違反3回以上として取り扱うもの
  - (ア) 下水道施設に重大な障害が生じているもの

### 2 違反の程度による行政措置基準

#### (1) A違反

様式第1号による注意書により指導を行う。但し、継続違反は様式第2号による改善結果報告書を提出させる。

#### (2) B違反

様式第3号による警告書により指導を行い、様式第4号により改善実施計画書を提出させる。改善が終了するまでの暫定期間については様式第5号により水質測定結果報告書の提出を求める。

警告書の交付にあつては、当該事業場の担当者及び代表者に対して日時を指定して市役所又は役場への来所を要請し、担当課長以上の者が直接手渡すものとする。

### (3) C違反

法第12条の2第1項又は第5項違反については法第37条の2の規定に基づき改善命令等の行政処分を行うことができる。この際は、直罰、告発、行政不服審査法による異議申立等が関係してくるので、個別事例の状況について詳細な調書を作成し、諏訪湖流域下水道事務所を経由して県生活排水課と協議を行う。

3 文書による指導を行った後6カ月間を観察期間とし、公共下水道管理者は、期間内に重大な違反等がない場合には観察期間終了後速やかに水質測定を行い、改善状況を確認する。

### 4 下水排除基準違反の認定

下水排除基準が次のとおり関係法令に関し多岐にわたっているため、基準違反の認定に際しては「諏訪湖流域下水道維持管理要綱」の別記2によるほか、B違反及びC違反については公共下水道管理者は、流域下水道管理者と協議を行うものとする。

- (1) 法第12条の2第2項
- (2) 公共下水道条例
- (3) 水質汚濁防止法による一律排水基準
- (4) 県条例による諏訪湖水域の上乗せ排水基準
- (5) 豊田終末処理場の放流基準

## 第2 異常排水流入時の措置

1 異常排水流入の判定は次のとおりとする。

- (1) 事業場における事故、誤操作等による有害物質の流入
- (2) 除害施設の不備、故障による高濃度の有機性排水又は酸アルカリの流入
- (3) 流域下水道幹線管渠等において異常流入水判定基準をこえる下水の流入
- (4) その他下水道施設の保全及び終末処理場の放流水質に重大な障害を与えるものの流入

2 事業場からの異常排水流入時の措置

立入検査又は事故等の通報により異常排水が下水道へ排除されていることが確認できる場合は次のとおり措置する。

- (1) 除害施設の管理責任者及び事業場の責任者の立会いを求めて排水の状況を確認させ、異常排水の下水排除停止等の応急措置を行うよう指示する。
- (2) 事業場内の施設について稼働状況を調査し、原因の確認を行う。
- (3) 事業者に対しては、様式第6号に指示書により原因調査、応急措置の内容を報告させる。
- (4) 異常排水の採取が可能な場合には水質測定を行い、測定結果が判明後速やかに第1の規定により必要な指導を行う。
- (5) 公共下水道管理者は、異常排水の流入を確認した場合は速やかに流域下水道管理者に連絡する。
- (6) 流域下水道管理者は前記の連絡を受けた場合は、流域下水道施設等の保全及び終末処理場の運転に関し必要な措置をとる。

- (7) 夜間、休日等に異常排水を下水道へ排除するおそれがある場合は自動採水装置等の設置により調査を行う。
- (8) 下水道接続事業場において、事故等により有害物質を下水道以外の場所へ排出した場合においても前記(1)～(7)の措置をとることとする。(昭和63年5月25日建設省都下管発第12号)

### 3 流域下水道幹線管渠等における異常排水流入時の措置

- (1) 流域下水道管理者は幹線管渠等における異常流入水判定基準を作成する。  
判定基準は流域下水道認可計画に基づき公共下水道処理分区ごとに接続状況を勘案しながら、毎年「事業場排水対策委員会」において決定する。
- (2) 流域下水道管理者は判定基準を超える異常流入水を発見した場合は、直ちに当該処理分区を管理する公共下水道管理者に連絡する。
- (3) 流域下水道管理者及び公共下水道管理者は異常流入水の状況に応じて調査等を実施する。

### 第3 調査協力

流域及び公共下水道管理者はこの指導マニュアル運用にあたっては、協力して立入調査、調査、指導にあたるものとする。

### 第4 他部局との調整

- 1 事業場の指導にあつたては、商工担当部局と十分な連絡調整をとり、指導機関による指導の実施、制度資金の斡旋等下水排除基準遵守のための施設設備が容易となるよう配慮するものとする。
- 2 危険物貯留所等からの流出事故の場合は消防担当部局と直ちに連絡をとること。
- 3 下水道に排除すべき下水を下水道以外(地下浸透を含む)に排出した場合には公害担当部局(地方事務所、市町村)と連絡をとる。
- 4 特定事業場については、下水道法による届出を受理する際に水質汚濁防止法による届出を公害担当部局に行うよう指導すること。

### 第5

この指導マニュアルに定めない事項については「除害施設指導の手引」(昭和58年3月、建設省都市局下水道部)によるものとし、関係部局と協議のうえ実施する。

この指導マニュアルは下水道の普及状況等により随時見直しを行う。

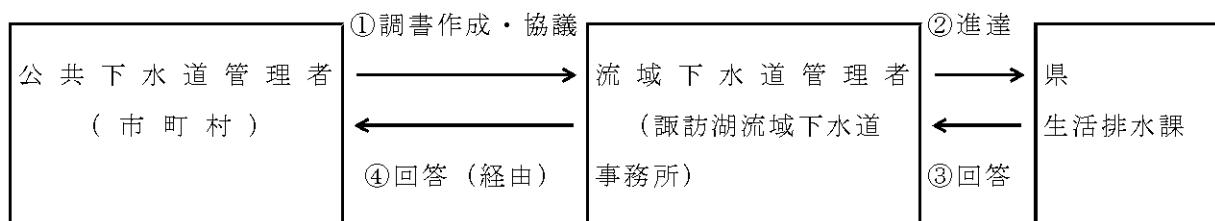
### 付則

この指導マニュアルは平成6年4月1日より適用する。

この指導マニュアルは平成24年4月1日より適用する。

# 下水排除不適正事業場に対する行政指導マニュアル

## I 第1-2-(3) C違反に対する対応



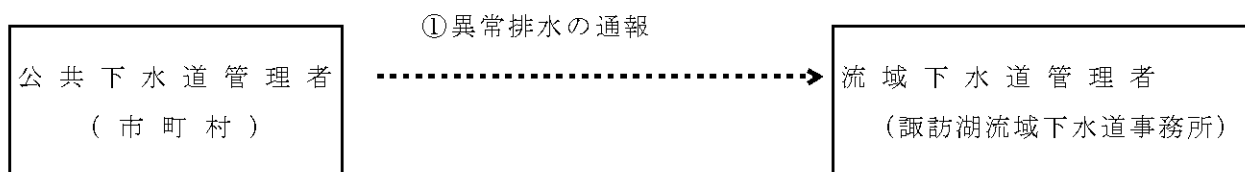
## II 第1-4 下水道排除基準違反の認定

(2)第4項 (監視状況の報告)



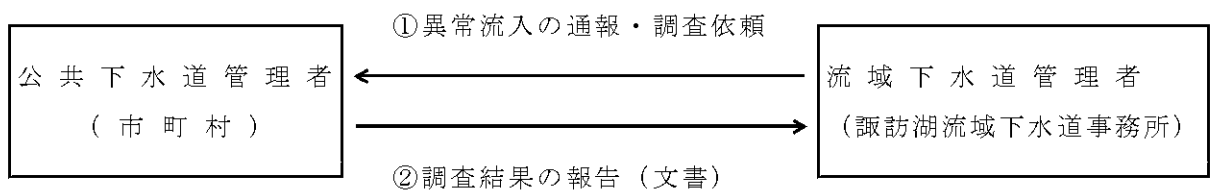
## III 第2 異常排水流入時の措置

(1)第2-2 公共下水道からの通報



\* 軽微なものについては、①は行わない。

(2) 第 2 - 3 流域下水道からの通報  
(異常流入水判定基準超過の場合)



諏訪湖流域下水道異常流入水判定基準

平成24年 4月改訂

項目	地点	流域幹線	豊田終末処理場流入 (湖周幹線M-14)
		許容濃度	許容濃度
pH		5~9	5~9
COD	(mg/L)	250	150
SS	(mg/L)	400	250
BOD	(mg/L)	400	250
n-ヘキサン抽出物 質含有量	(mg/L)	30	30
処理困難物質(政令第9条の 4第1項に掲げるもの)※		豊田終末処理場の排水基準	
異物		著しい場合	著しい場合
油類		著しい場合	著しい場合
着色		著しい場合	著しい場合
水温		著しい場合	著しい場合

※砒素を除く

(様式第1号)

第 号

平成 年 月 日

株式会社

代表取締役 殿

市長

### 注 意 書

平成 年 月 日、市 町 丁目 番地に所在する貴社事業場から排除されている下水を検査したところ、下記1のとおり下水排除基準を超えていました。

今後下記2の事項について平成 年 月 日までに改善措置を実施し、下水排除基準を遵守してください。

### 記

#### 1. 排除されている下水の状況

項 目	単 位	分 析 値	下 水 排 除 基 準
	mg/l		
	mg/l		

#### 2. 措置事項

下水排除基準を超過した原因を調査し基準を遵守できるよう必要な措置をとること。

またその内容を具体的に記載した報告書を期限までに提出すること。

(様式第2号)

平成 年 月 日

市長 殿

株式会社

代表取締役

印

## 改善結果報告書

平成 年 月 日注意を受けた下水の水質について、下記のとおり改善措置を実施しました。

### 記

#### 1. 改善措置の内容（実施した事項の番号に○を付けること）

- (1) 汚濁発生源の構造について  
別紙
- (2) 汚濁発生源の使用方法について  
別紙
- (3) 除害施設の運転方法について  
別紙
- (4) 除害施設の改良について  
別紙
- (5) 社内組織の整備について  
別紙

なお下水道法第12条の12に定められた水質測定結果について計量証明書を添付します。



株式会社

代表取締役 殿

市長

### 警 告 書

平成 年 月 日、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という）第13条の規定により 市 町 丁目 番地に所在する貴社事業場から排除されている下水を検査したところ下記1のとおりであった。

これは、法第12条の2第1項（第5項）の規定に違反しているので下記2の措置を講ずるよう警告する。

なお、是正措置を講ぜられない場合には、法第37条の2の規定に基づく改善命令または一時停止命令を行うことがあるので、嚴重に注意されたい。

#### 言 己

#### 1. 排除されている下水の状況

(1) 採取年月日 平成 年 月 日

(2) 採取場所

(3) 分析結果

項 目	単 位	分 析 値	下水排除基準
	mg/l		
	mg/l		
	mg/l		

## 2. 措置事項

- (1) 排除している下水の水質が法第12条の2第1項（第5項）に定める下水排除基準に違反するおそれがないように除害施設等の改善その他必要な措置を平成 年 月 日までに講ずること。
- (2) 改善計画書を平成 年 月 日までに 市長あて提出し改善期間中においては、暫定処置をして下水排除基準に違反しない水質にして排除するとともに、法第12条の12に定める水質の測定をおこない測定結果判明の都度報告すること。
- (3) 改善措置にともない法第12条の3第1項第4号から第7号に掲げる事項を変更しようとするときは、事前に法第12条の4に基づく届出をおこなうこと。

(様式第4号)

平成 年 月 日

市長 殿

株式会社

代表取締役

印

## 改善実施計画書

平成 年 月 日警告を受けた下水の水質について、下記のとおり改善措置を実施し、下水排除基準を遵守します。

### 記

#### 1. 改善措置の内容

- (1) 汚濁発生源の構造について  
別紙1
- (2) 汚濁発生源の使用方法について  
別紙2
- (3) 除害施設の運転方法について  
別紙3
- (4) 除害施設の改良について  
別紙4
- (5) 社内組織の整備について  
別紙5
- (6) (1)～(4)については別途構造等変更届を提出します。

#### 2. 改善措置の完了予定

平成 年 月 日

#### 3. 暫定措置の内容

別紙6

なお暫定措置を行う期間については、下水道法第12条の12に定められた水質測定を行い測定結果判明の都度報告します。

(様式第5号)

平成 年 月 日

市長 殿

株式会社

代表取締役

印

## 水質測定結果報告書

平成 年 月 日実施した下水道法第12条の12に定められた水質測定結果は、別紙の計量証明書のとおりです。

(様式第6号)

## 指 示 書

No. \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

所在地

事業場名

立入検査者

職 氏 名 印

本日、下水道法に基づき貴事業場を立入検査したところ、下記の不備事項がありましたので、その是正（調査）を早急に行い、結果を 月 日までに 市長あて報告してください。

指示事項

事業所受領印

(様式第7号)

## 異常流入水原因調査表

平成 年 月 日

市・町・村

### 1. 連絡事項

(1) 日 時 平成 年 月 日 時

(2) 異常の状況

地 点 ( 幹線 項目  
処理区分)

### 2. 調査内容

(1) 事業場調査

調査事業所	調査日時	異常の有無	確認方法
	月 日 時	有・無	採水・聴き取り
	月 日 時	有・無	採水・聴き取り
	月 日 時	有・無	採水・聴き取り
	月 日 時	有・無	採水・聴き取り
	月 日 時	有・無	採水・聴き取り

(2) 排出源 ・判明 ・不明

(3) 指導内容

(4) その他